

# 沼津市バレーボール協会慶弔規定（案）

## （目的）

第一条 この規定は、沼津市バレーボール協会役員（以下「協会役員」とする。）の慶弔見舞に関する必要事項を定めるものとする。

## （適用）

第二条 この規定が適用される協会役員は、次の各号の者とする。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 顧問参与
- 4 理事長
- 5 副理事長
- 6 常任理事
- 7 理事
- 8 監事
- 9 名誉顧問

## （慶弔見舞金の種類）

第三条 協会役員に支給する慶弔見舞の種類は、次の通りとする。

- 1 慶賀品
- 2 弔慰金
- 3 見舞金

## （慶賀品）

第四条 協会役員に対する国、日本体育協会及び日本バレーボール協会の表彰を受賞した場合、記念品を贈呈する。

## （弔慰金）

第五条 協会役員とその配偶者及び親族が死亡した場合、供花と併せて次の各号のとおり弔慰金を支給する。

- |   |      |     |          |
|---|------|-----|----------|
| 1 | 協会役員 | 弔慰金 | 10,000 円 |
| 2 | 配偶者  | 弔慰金 | 5,000 円  |
| 3 | 実父母  | 弔慰金 | 5,000 円  |
| 4 | 子    | 弔慰金 | 5,000 円  |

## （見舞金）

第六条 協会役員が次の各号に該当する場合は、見舞金を支給する。

- 1 病氣見舞金 傷病により一か月以上の入院の場合、見舞金 10,000 円支給。
- 2 災害見舞金 地震、火災、風水害に罹災した場合、三役が見舞金額を決定。  
ただし、上限は 50,000 円とする。

(慶弔見舞の特例)

第七条 この規定に定めるもののほか、沼津市バレーボール協会が特に支給の必要を認めるときは、その事業を考慮して別に支給することがある。

(改廃)

第八条 この規定の改廃は、三役会の決議を経なければならない。

附則

この規定は平成31年4月1日から施行する。